

規約同意証

私はアルバFCスクール規約に同意した証として署名し一般社団法人グラウンドラボラトリーズに提出します。

日付： 年 月 日 保護者署名：

保護者情報

記載情報に変更が出た場合は速やかにご連絡ください。

ふりがな		続柄
保護者氏名		

電話1 (優先連絡先)	続柄：
----------------	-----

電話2	続柄：
-----	-----

補足 | 怪我などの緊急時に1に繋がらない場合2に連絡致します。

メール	
-----	--

補足 | なるべく連絡網に登録するアドレスを記載ください。システム障害などの場合こちらに連絡します。

住所	郵便番号	ふりがな

アンケート

本スクールを何で知りましたか？（複数可）

- 友人の紹介（ ）
- アルバ在籍選手の紹介
- アルバスタッフ（関係者）の紹介
- ホームページ
- SNS（ ）
- 公共施設（場所： ）
- 掲示（場所： ）
- その他（ ）

スクール生情報

お手数掛けますが御兄弟が既在籍の場合も各自1枚の提出をお願い致します。

ふりがな	性別	生年月日	在籍兄弟
氏名	男・女	西暦 20 年 月 日	無・有

通学校	学年	現所属チーム（公式戦参加チーム）	サッカー経験
中 小	中 小 年	無・有（チーム名）	無・有（約 年間）

リフティング 回	ポジション希望（複数可） FW・MF・DF・GK	特記事項（持病・常用薬などクラブに特別伝えておくべき事項がある場合は記載してください）
-------------	-----------------------------	---

保険加入

スクール生は任意でスポーツ団体保険に加入できます。

加入希望の方は800円/年度を現金にて別途お支払いください。

公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」（加入区分A1）に加入手続きをします。

年度保険の為、加入手続日の翌日から当該年度の最終日である3月31日午後12時までの補償となります。

保険加入 希望する・希望しない	事務局 使用枠	加入日 年 /	支払	継続	支払	特記事項
--------------------	------------	---------------	----	----	----	------

アルバ FC スクール規約

第 1 条 (名称)

本クラブの名称は「RBA FC. | アルバ FC. | アルバエフシー 略称: アルバ」とする。(下記: 本クラブ)
「一般社団法人グラウンドラボラトリーズ 略称: グラボ」が管理運営を行うものとする。(下記: 本法人)

第 2 条 (所在)

本法人の事務所を右記に置く。〒430-0935 静岡県浜松市中区伝馬町 312-21 カメヤビル南館 3F

第 3 条 (目的)

本クラブはサッカー・文化・芸術・地域貢献活動等の多種多様な活動を通じて、心身共に多様性に富んだ人材育成を基軸に、将来生きるサッカー技術を探求し、育成世代の技術力と競技レベルの向上を目指し真剣に楽しめる機会の場を提供する。また健康な生活を軸に文化の発展普及と振興に寄与することを目的とする。

第 4 条 (構成)

小学 1 年生から中学 3 年生で保護者の同意を得た者とする。

第 5 条 (スクール参加資格)

次にある (1) ~ (3) 全てを満たした者が本スクールに参加できる。(1) この規約を厳守する者 (2) 社会貢献活動への参加を承諾した者 (3) 保護者と子ども本人がスクール参加を希望している者

第 6 条 (入会方法)

本スクールに入会を希望する者は本クラブ監督に入会の意思を伝え入会申込書を提出する。

第 7 条 (事業年度)

毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までを年度とする。

第 8 条 (参加費)

スクール参加費として、スクール生から監督またはコーチ (スタッフ) に 1 回 500 円を支払うものとする。

第 9 条 (参加費の滞納)

スクール参加費を滞納 (忘れた) 場合、次回の参加時に支払いがない場合は、その選手に対する指導を停止、または強制的に退会させることができる。但し事前に本クラブに了承を得ている場合はその限りではない。

第 10 条 (退会)

転居・方針の違いなどにより、今後スクールに参加する予定がない者は、その意思を監督に伝える事とする。

第 11 条 (休会)

1 ヶ月以上、長期でスクールに参加しない者は、その意思を監督に伝える事とする。

第 12 条 (除名)

学業との両立が著しく困難な者、本クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する者は、選手及び保護者との面談を経る。改善の見込みがないと判断した場合、除名する。

第 13 条 (中止・変更)

雨天・会場不良による中止・変更の場合は活動開始 3 時間前を目処にらくらく連絡網 (*1) にて連絡する。急な天候変化・雷等により開始直前、活動中に中止する場合がある。その際もらくらく連絡網にて連絡する。会場不良での中止についてはグラウンド管理者と本クラブ担当スタッフとの協議によるものである。その他怪我や事故による緊急時、天災地変、会場の都合等で中止となる場合がある。*1 らくらく連絡網…携帯電話向けメーリングリストサービス

第 14 条 (保険)

スクール生は任意で「スポーツ保険」に加入できる。加入希望者は監督にその意思を伝え、保険手続きは本クラブが行う。活動中及び往復途中の事故に対しての補償は加入する保険約定の範囲内で対応する。指導スタッフは応急処置・緊急連絡のみ対応し、その後の責任は保護者によるものとする。保険料は本法人より別途請求する事とする。

第 15 条 (免責事項)

スクール生及び保護者は、本クラブにおける盗難、傷害、往復中、その他の事故について本法人並びに本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本法人並びに本クラブは一切の賠償を行わないものとする。

第 16 条 (守秘義務)

スクール生及び保護者は、本クラブに所属する事により知り得た個人情報および秘密情報に関して、許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。また、退会後も在籍中と同様とする。本クラブホームページ内会員専用ページの情報及びパスワードを会員以外に漏洩した者は除名処分とする。

第 17 条 (個人情報)

入会時、申込用紙に記載された個人情報は本クラブの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これらは広報活動や活動記録のために、本クラブ公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがある事を会員は入会に際し予め了承する。

第 18 条 (規約改正)

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができる。本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は適正に管理します

(社) グラウンドラボラトリーズ
理事 RBA.FC 代表 石原 健太郎

1. 利用目的 | 個人情報は以下の目的の為に利用します。

①保険登録を含む指導管理に関する業務の為 ②緊急時対応など保護者への通知に関する業務の為

2. 第三者提供 | 以下の場合第三者へ提供します。

①保護者から同意を得ている場合 ②法令に基づく場合 ③生命身体を保護する為に本人同意を得る事が難しい場合

④本人の同意を得ることで法令事務遂行に影響がある場合

3. 開示・訂正・削除・利用停止

本人には情報の開示請求等をする権利があります。手続きには本人確認書類が必要です。代理人請求も可能です。

※スクール規約はホームページからもダウンロードできます。書面で保存する場合はこちらをコピーするかスタッフまでご連絡ください。